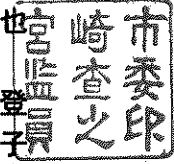




宮監公表第19号
令和元年12月24日

宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員

梶谷 欣也
荒木 敏
前本 尚
谷口 真理子



定期監査措置状況の公表について

令和元年度定期監査の結果に関する措置について通知があったので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
企画財政部
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

(報告様式1)

令和元年度定期監査指摘事項及び意見についての措置状況通知書

令和元年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：企画財政部)

指 摘 事 項 及 び 意 見 の 内 容	措 置 状 況
<p>【指摘事項】</p> <p>(企画政策課)</p> <p>①令和元年度地域貢献学術研究助成金及び国際交流事業助成金に係る支出負担行為書について、部長の専決であるにもかかわらず、課長決裁としていた(地域貢献学術研究助成金：3件全件、国際交流事業助成金：1件中1件)。</p> <p>②平成30年度及び令和元年度の行政情報サービス使用料(設計額：平成30年度1,334,880円 令和元年度1,594,080円)に係る執行伺書及び契約締結伺について、部長の専決であるにもかかわらず、課長決裁とし、また、予定価格についても、課長が決定していた。</p> <p>③令和元年度定期刊行物購読に係る執行伺書及び契約締結伺・支出負担行為書について、継続して購読しているにもかかわらず実査日(令和元年9月6日)において起案されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none">・自治日報・日経グローバル・ガバナンス <p>(拠点都市創造課)</p> <p>①平成30年度及び令和元年度「宮崎空港国際航空貨物輸出支援事業補助金」について、補助金等交付決定書は補助事業を実施する前に通知すべきところ、実施後に通知しているものがあつた(平成30年度22件中4件、令和元年度6件中2件)。</p> <p>(秘書課)</p> <p>①平成30年度「市政だより」広告料に係る予定価格について、10万円以上の広告料に関するものは部長の専決であるにもかかわらず、課長が決定していた(4件)。</p> <ul style="list-style-type: none">・毎日新聞分：執行伺額 1,920,672円・読売新聞分：執行伺額 1,920,672円・朝日新聞分：執行伺額 2,216,160円	<p>【決裁区分の誤り】</p> <p>①今後は、チェックリストを作成し、事務担当者、決裁者ともに財務規則等の根拠に基づき、適正に処理を行う。</p> <p>【決裁区分の誤り】</p> <p>②今後は、チェックリストを作成し、事務担当者、決裁者ともに財務規則等の根拠に基づき、適正に処理を行う。</p> <p>【事務処理手順の誤り】</p> <p>③本件は、事務引継が徹底されていなかったことによるものであることから、今後は、事務引継を徹底し、適正な時期において執行伺書及び契約締結伺・支出負担行為書の起案を行う。</p> <p>【事務処理手順の誤り】</p> <p>①今後は、チェックリストを作成し、補助事業の実施前に補助金等交付決定書を通知する。</p> <p>【決裁区分の誤り】</p> <p>①今後は、チェックリストを作成し、事務担当者、決裁者ともに財務規則等の根拠に基づき、適正に処理を行う。</p>

・宮崎日日新聞分：執行何額 3,304,800円

(資産経営課)

①令和元年度の普通財産に係る貸付料について、平成31年4月1日に条例改正により占用料の算定が変更されたにもかかわらず、次のような不備があった。

ア 九州電力株式会社宮崎配電事業所への支線柱に係る貸付料について、支線柱は1本につき63円を徴収すべきところ、従前の例により、62円で算定し徴収していた。

・支線柱【正】63円×3本=189円 【誤】62円×3本=186円

イ 西日本電信電話株式会社宮崎支店への管路、宮崎ケーブルテレビ株式会社へのケーブル等、宮崎ガス株式会社宮崎支店へのガス管等に係る貸付料について、占用物件の長さに0.01メートル未満の端数があるときは、その端数の長さを切り捨てて計算するとされているにもかかわらず、従前の例により、1メートル未満の端数を1メートルとして算定し徴収していた。

・西日本電信電話株式会社宮崎支店（宮崎分）

管路φ50【正】26円×2.8m=72.8→72円

【誤】26円×3m=78円

管路φ75【正】38円×11.1m=421.8→421円

【誤】38円×12m=456円

管路φ50【正】26円×2.6m=67.6→67円

【誤】26円×3m=78円

管路φ75【正】38円×10.5m=399円

【誤】38円×11m=418円

・西日本電信電話株式会社宮崎支店（高岡分）

管路φ50【正】26円×3.1m=80.6→80円

【誤】26円×4m=104円

・宮崎ケーブルテレビ株式会社（佐土原分）

光ファイバーケーブル【正】6円×96.9m=581.4→581円

【誤】6円×97m=582円

メッセンジャーワイヤー【正】6円×143.3m=859.8→859円

【誤】6円×144m=864円

・宮崎ガス株式会社宮崎支店

ガス管φ25【正】26円×1.1m=28.6→28円

【誤】26円×2m=52円

【意見】

(拠点都市創造課)

①令和元年度「長距離フェリー輸送力強化対策支援事業補助金」に係る交付要綱について、補助対象者は、暴力団若し

【事務処理の誤り】

①現在、条例改正後の算定基準により再算定を行い、精算業務を行っているところである。

今後、貸付料の算定にあたっては、条例に基づき適正に行う。

【事務処理の誤り】

①暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないとされる補助対象者の要

くは暴力団員と密接な関係を有しないことと規定されていることから、宮崎市の事務又は事業における暴力団排除に関する要綱第4条に基づき警察署に照会すべきところ、すでに当該補助対象者が密接な関係にないことが確認されていることから、誓約書を提出させたのみで照会を行っていなかったとのことであった。

同要綱同条ただし書きに規定する「警察署に照会をしないことができる『相当の理由』に該当する」は、特例措置であることから、今後は、照会しない旨を決裁文書に明記し、決裁を取るなどの取扱いを検討されたい。

件確認については、今後、他の法令にかかる既存の許認可も確認し、適正に対応する。

令和元年 11 月 26 日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷

正 印

